

◎過疎地域自立促進特別措置法の一部 を改正する法律

(平成二六年三月三十一日法律第八号)(衆)

一、提案理由(平成二六年三月一日・衆議院本会議)

○高木陽介君 たいいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、本案の提案の趣旨につきまして御説明申し上げます。過疎対策につきましては、昭和四十五年以來、これまで四度の立法が行われており、現行法に關しましては、平成二十二年に、過疎地域の要件の追加やソフト事業に対する支援措置の拡充等を行った上で有効期限を六年間延長する改正法を、平成二十四年に、有効期限をさらに五年間延長する改正法を、それぞれ超党派の議員立法として成立させたところであります。

このうち、平成二十二年の改正の際には、本法施行後三年を目途として、平成二十二年の国勢調査の結果及び地方分権改革の進展状況等を勘案し、必要な措置を講ずる旨の本委員会の決議等が行われたところであります。

これを受け、会派間で現行法の見直しに向けた協議が重ねられた結果、本案を提出した次第であります。

次に、本案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、現行法による過疎地域に加え、人口及び財政力に關する一定の要件を満たす地域を過疎地域として追加することとしております。

第二に、過疎対策事業債の対象施設として、中小企業の育成または企業の導入もしくは起業の促進のために市町村が個人または法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所等を追加することとしております。

以上が、本案の提案の趣旨及びその内容であります。

本案は、昨十三日、総務委員会におきまして、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院総務委員長報告(平成二六年三月二六日)

○山本香苗君 たいいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、過疎地域自立促進特別措置法の実施の状況に鑑

み、過疎地域の要件を追加するほか、過疎対策事業債の対象経費を拡充しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長高木陽介君から趣旨説明を聴取した後、過疎地域におけるユニバーサルサービスの在り方、自治体の要望を踏まえた過疎対策事業債の対象拡充の必要性、人口減少下における今後の過疎対策の在り方、限界集落対策の成果と関係省庁間の連携の必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。